

# 包摂と排除



## 特集

# ことばをめぐる

## 特集

### ことばをめぐる包摂と排除

[序文]

### ことばをめぐる包摂と排除

かどや ひでのり

社会的排除をいかに極小化させ、包摂をいかに達成するか。現代世界がかかえている社会的課題のちいさくない部分は、この一文でいいあらわされる。貧困の拡大、医療・教育・司法の機能不全、難民、ジェンダー差別、レイシズム、「民族」差別、少子高齢化、さまざまなマイノリティの抑圧と、濃淡はあれ、どの国民国家もこれらの問題から自由ではない。人権保障をたてまえとしながら、その空文化によって社会のある一部を排除の対象とし、物理的・社会的に隔離、追放することで視界の外においやること、または直接的・間接的に死においやることによって物理的に存在しなくすることを志向するひとびとは、うすめられたヘイトスピーチが日常的となった現在、ふえているようにもみえる。しかし、実態は当面のところ、あからさまな排除の対象となることからのがれている安穏なマジョリティの無関心と、それに便乗した排除志向者らのいなおり、露出が増加しているというのが現状であろう。

排除と包摂は、基本的権利の侵害と基本的権利の保障といいかえることができる。社会的排除が問題なのは、それが権利侵害をもたらすからであり、包摂が志向されるのは、それが基本的権利を保障するために必要な条件だからである。上述のような社会現象のすべてに、ことば、言語、コミュニケーションがかかわっていることは、いうまでもない。そのかわりかたは、ヘイトスピーチのように言語行為そのものが排除のための行動となっているものから、排除

という認識が、するがわ・されるがわの双方にかけているものまであり、さまざまである。それらのことばをめぐる排除・包摂という現象の諸類型について、ほんの断片ではあるが、記述と分析をおこなうことによって、読者に気づきを喚起することが本特集の目的である。

ことばにかかわる排除と包摂という、一瞥だけでは把握が困難な多面的現象の記述は、それぞれのケースにそって、いくつかの補助線をひいてみることでみえやすくなる。たとえば、日本語が主要なコミュニケーション媒体となっている日本列島社会において、よむ、かく、きく、はなすという日本語の運用能力がまったくないか、十分ではないひと（ここでは非日本語人とよぶ）を排除の対象とせず、社会に包摂するにはなにがなされるべきか。ふたつの方向がかんがえられる。「非日本語人が日本語人になることによる包摂（同化）」と「非日本語人のままでの包摂（異化・反同化）」である。そうすると、社会がこの問いに対してとりうる反応は、まず4つの象限に区分される（図1）。第1象限では、非日本語人を日本語人化するための有効な日本語教育や、すべての非日本語人が日本語を十分に習得できるための社会環境・制度の整備が模索され、第2象限では、日本語をつかわなくとも基本的な諸権利が侵害されない社会がめざされることになる。第3象限は、非日本語人を異質な他者として、「われわれ」とおなじではない他者であることを理由に排除の対象とする立場である。しかし、日本社会の大勢は第4象限であろう。非日本語人の日本語人化をのぞましいものとして歓迎しながら、日本語習得という、短期間には達成不能な難題が個人にまるなげされる。日本語人化を達成していない非日本語人は、それによって生じる社会的不利益を個人でおうことを余儀なくされ、権利

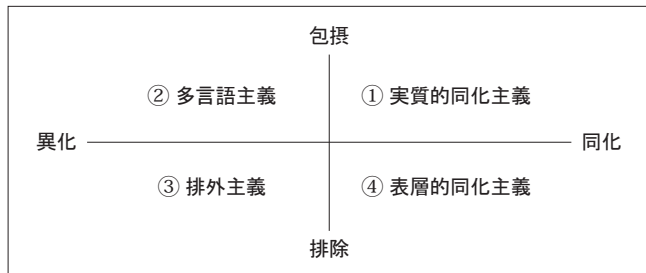


図1 日本語をめぐる包摂と排除の4類型

侵害があってもなきねいりをしいられることになる。小中学校や裁判所、病院でおこっていることである。

では、包摂を志向する①②のどちらかであれば、問題はないのかということ、そういうわけでもない。朝鮮半島や沖縄、台湾などにおいて、植民地支配のもとでおこなわれた日本語強制や方言札は、まぎれもなく①の結果であるし、日本列島社会にくらす非日本語人を、日本語人とはことなる存在として位置づける異化という行為は、異化をのぞまない非日本語人を対象とするとき、容易に④に転化しうる。ほかに、たとえば「やさしい日本語」は、日本語そのものを日本語人にも了解可能なカタチで変化させることによって包摂の実現を意図する、ユニバーサルデザインの観点にたつが、同時に、非日本語人をやさしい日本語へ隔離・疎外する機能もあわせもつ。たとえば、非日本語人にみえる役所への来訪者に対して、自動的にやさしい日本語版の資料がわたされるということがある。たかい水準での日本語習得をめざしている、日本語の初学者ではない非日本語人にとって、「やさしい日本語」は、自分を学習対象である日本語からとおざける、「やさしい日本語」の所期の理念が想定していなかったであろうありがた迷惑となる。

ここで第1、2象限にもうひとつ補助線をひき、権利保障という視点を追加してみると、包摂は二分化され、次のような類型がえられる（図2）。

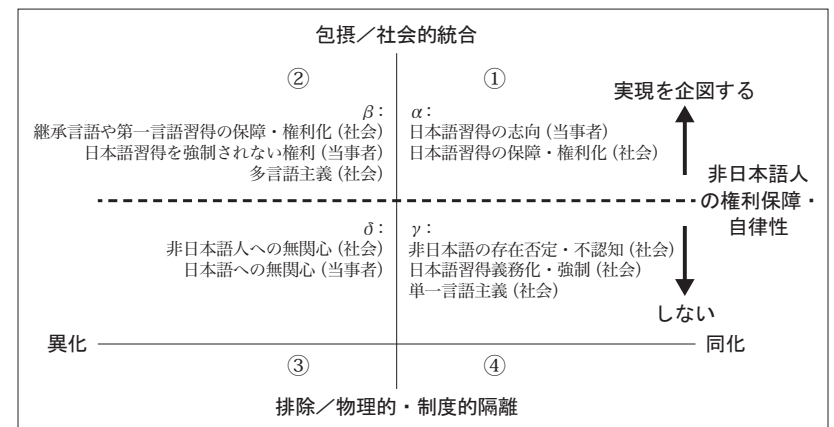


図2 包摂の4類型